Sompo Japan
Nipponkoa

「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」は、
損保ジャパンと日本興亜損保が
2014年9月1日に合併して誕生した会社です。

平成27年4月

しんくみ安心マイホーム

THE すまいの保険

個人用火災総合保険

融資住宅用火災保険

火災はもちろん
住まいを取りまく“火災以外
THE すまいの保険 におまか

火災保険の保険金支払実績を見てみると、平均支払額ランキングでは火災が第1位ですが、事故件数ランキングでは水災・風災・雪災などの自然災害や、水濡れなどの日常のアクシデントが火災よりもずっと上位に。
住まいを守るためには、幅広い備えが大切です。

実際のデータで必要な備えを考えましょう!

〈平成25年度個人用火災総合保険 保険金支払実績〉より

事故件数ランキング 事故種別		平均支払額ランキング 事故種別
水災・風災・雪災など	第1位	火　災
漏水などによる水濡れ	第2位	水災・風災・雪災など
不測かつ突発的な事故（破損・汚損など）	第3位	漏水などによる水濡れ
落　雷	第4位	落　雷
建物外部からの物体の落下・飛来・衝突など	第5位	不測かつ突発的な事故（破損・汚損など）
盗難による盗取・損傷・汚損	第6位	盗難による盗取・損傷・汚損
火　災	第7位	建物外部からの物体の落下・飛来・衝突など

たとえば
火災による
全損時の建物
平均支払額
1,210.7万円

※ 平均支払額とは、平成25年度に個人用火災総合保険でお支払いした保険金の支払額の平均額です。
※ ランキングには地震保険の保険金支払実績（事故件数、平均支払額）は含まれません。

建物を補償

家財も補償

さらに ＋ 地震保険で

建物と家財 **建物のみ** が選べます。

用語の解説

［保険契約者／契約者］ 保険会社に保険契約の申し込みをする方のことをいいます。保険契約が成立すると、保険料の支払義務、通知義務などの保険契約に基づく義務を負うことになります。

［被保険者］ 補償を受けられる方のことをいいます。基本的には保険契約者と同一ですが、別の方となる場合もあります。保険契約が成立すると、通知義務などの保険契約に基づく義務を負うことになります。

［保険の対　象］ 保険をつける対象のことをいいます。建物、家財が該当します。これらは、それぞれ別個に保険金額を設定してご契約をする必要があります。たとえば建物だけを契約した場合、家財の補償は受けられません。

［保険金額］ 保険契約において保険の対象に対して設定する契約金額のことで、お支払いする保険金の限度額となります。

［保険金］ 保険契約により補償される事故によって損害が生じた場合に、保険会社が被保険者にお支払いする金銭をいいます。

［保険料］ 保険契約者が保険契約に基づいて保険会社に支払う金銭のことをいいます。保険契約の申し込みをしても、払込期日までに保険料のお支払いがなければ、補償はされません。

［敷地内］ 同一の契約者または被保険者によって占有されている、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地のことをいいます。（塀などの囲いの有無を問いません。）また、公道、河川などが介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。

の事故”も

せください!

補償があってよかった!

火災以外の事故のお支払保険金事例

事故件数 1位
水災・風災・雪災など

事故事例
集中豪雨で自宅が床上浸水した。

お支払保険金例 **152.7万円**

事故件数 2位
漏水などによる水濡れ

事故事例
天井裏の水道管が破損し水濡れ損害が発生した。

お支払保険金例 **71.1万円**

事故件数 3位
不測かつ突発的な事故（破損・汚損など）

事故事例
物を運んでいるときにバランスを崩し、ドアに当たりドアが破損した。

お支払保険金例 **26.9万円**

事故件数 6位
盗難による盗取・損傷・汚損

事故事例
泥棒が入って窓ガラス、ドアが破損した。

お支払保険金例 **91.9万円**

※ これらは事例であり、実際の事故によってお支払保険金の額は異なります。

地震にも対応

原則付帯されます。

［再調達価額］ 損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。

［協定再調達価額］ 建物について、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額を基準として、損保ジャパン日本興亜と保険契約者または被保険者との間で評価し、協定した額で、保険証券に記載した額をいいます。

［新価］ 保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。

［時価額］ 再調達価額による評価額から、年数の経過による減価や使用による消耗分を差し引いた額を基準にした評価額です。時価とは、保険の対象の新価から使用による消耗および経過年数などに応じた減価額を控除した額をいいます。

［自己負担額］ 保険金をお支払いする事故が発生した場合に、保険契約者または被保険者が自己負担するものとして設定する金額をいいます。損害額から自己負担額を差し引いた額を保険金としてお支払いします。

［告知事項］ 危険(注)に関する重要な事項のうち、保険契約申込書等の記載事項とすることによって保険会社が契約前に告知を求めるものをいいます。たとえば、保険の対象の所在地などが該当します。
(注)危険とは、損害の発生の可能性をいいます。

［通知義務］ ご契約以降に、告知事項の内容に変更が生じた場合に、保険契約者または被保険者が保険会社に遅滞なく連絡しなければならない義務のことです。たとえば、住居を店舗に改築した場合などが該当します。

［通貨等］ 通貨および小切手をいいます。

THE すまいの保険
4つの特長を知る!

損保ジャパン日本興亜のTHE すまいの保険は、お客さまの視点から火災保険の安心を見つめ直した、新しい火災保険です。お客さまの生活環境やライフスタイルにあわせて、幅広い補償からピッタリのプランを選択でき、受取保険金の算出方法やご契約手続き、保険証券の「わかりやすさ」もとことん追求しました。

特長1 自然災害をはじめワイドな補償が頼もしい!

THE すまいの保険では、火災をはじめとするさまざまな災害から日常生活の思いもよらないリスクまで、大切な建物・家財を幅広くお守りします。24時間万全の補償で安心をご提供します。

ひとまわり大きな安心をプラス! セットできるオプション(各種特約)は P11をご参照ください。

火　災	落　雷	破裂・爆発
風災、雹災、雪災	水　災	建物外部からの物体の落下・飛来・衝突など
漏水などによる水濡れ	騒擾・集団行動等に伴う暴力行為	盗難による盗取・損傷・汚損
不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)	さらに補償を拡げるオプション(各種特約)	

特長2 いざというときの受取保険金が違う!

建物が古くなっても全額補償!

「評価済保険」の導入(建物のみ)

THE すまいの保険では、ご契約時に建物の新価の評価を適正に行ったうえで、その範囲内で保険金額を設定し、これを維持します。保険金お支払時には、保険金額を限度に実際の損害額を保険金としてお支払いします。(全焼等により建物を復旧できない場合などを除いては、自己負担額が差し引かれます。)

全焼 保険金額を限度に全額補償!

半焼 保険金額を限度に損害額を補償!

ここが違う! 従来の火災保険(注1)では、保険金お支払時に再度評価を行うため、物価の変動などにより、ご契約時の保険金額が全額補償されないことがありました。THE すまいの保険では、建物に「評価済保険」を導入することで、この問題を解決しました。

〈THE すまいの保険の場合〉

評価済 ご契約時の評価を維持します(注2)。

〈従来の火災保険(注1)の場合〉

罹災時再評価 保険金お支払時に再度評価します。

受取保険金の「期待額」と「実際の額」の違いを解消しました!

「自己負担額」が選択できます!

従来の火災保険(注1)では、損害の程度によっては補償がされなかったり、受取保険金が少なくなったりすることがありました。THE すまいの保険では、保険金額を限度に損害額から自己負担額を差し引いた額(注3)を全額お支払いすることで、こうしたわかりにくさを解消しました。

〈THE すまいの保険の場合〉

お支払いする保険金 = 損害額 − 自己負担額(注4) = 損害保険金

0円(注5) 1万円 3万円 5万円 10万円 からお選びいただけます。

〈従来の火災保険(注1)の場合〉

風災
- ◎損害額が20万円以上の場合 → 損害額の全額をお支払いします。
- ◎損害額が20万円未満の場合 → お支払いできません。

水災 損害の程度によって、お支払いできる損害額が3段階に分かれていました。(一部、実損払型の商品もあります。)

(注1)従来の火災保険とは、住宅総合保険などをいいます。
(注2)保険の対象が建物で保険期間が5年を超える契約の場合、保険金額調整等に関する追加特約が必ず適用されます。この特約に規定する物価変動率が0.80未満(20%を超える下落)となったときは、協定再調達価額または保険金額の調整につき、損保ジャパン日本興亜からお客さまにご連絡します。
(注3)保険の対象が建物の場合、全焼等により建物を復旧できないときなどには自己負担額は差し引かれません。
(注4)自己負担額の詳細につきましてはP8、P10をご参照ください。
(注5)自己負担額0円を選択した場合でも不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)の自己負担額は1万円となります。

特長3 補償内容がひと目でわかる!「保険のとりせつ」

○×表示で補償内容がひと目でわかる 証券と約款を一体化した「とりせつ(取扱説明書)」を作成しました!

- 証券、証券解説、約款を一冊のガイドブックとしてお届けいたします。
- お客さまのご契約内容が○×表示でひと目で確認できます。
- 「約款は字が細かくて分量も多いため読む気がしない」という声にお応えするため、お客さまが加入した補償内容だけに絞って印刷した「オンデマンド約款」としました。

特長4 充実のサービスをすべてのプラン(注1)で無料付帯! 「すまいとくらしのアシスタントダイヤル」

THE すまいの保険にご加入いただくと無料で使えます!

日常生活やお住まいのトラブル等でお困りの際に、専門業者を手配しての応急処置や、お電話でのご相談等に対応するサービスです。詳細につきましては、ご契約のしおり、ご契約後に送付される「とりせつ(取扱説明書)」記載の「すまいとくらしのアシスタントダイヤル」サービス利用規約をご参照ください。

サービスの受付時間	サービス名		
24時間 365日受付	水まわりのトラブル 応急サービス	かぎのトラブル 応急サービス	防犯機能アップ 応援サービス
	健康・医療相談 サービス(注2)	介護関連相談 サービス	
平日 午前10時～ 午後5時(注3)	住宅相談サービス (原則予約制)	法律相談サービス (原則予約制)	税務相談サービス (原則予約制)

「すまいとくらしのアシスタントダイヤル」は P22 をご参照ください。

(注1)総括契約に関する特約がセットされた契約の場合は、サービスの対象外となります。
(注2)サービスの内容によってはご利用可能な時間帯が異なります。 (注3)土・日・祝日、12/31～1/3を除きます。
※ 提携業者によるサービス提供であり、交通事情や気象状況等により、サービスの着手にお時間がかかる場合またはサービスをご提供できない場合があります。